公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2023年4月3日
公益財団法人 放射線影響研究所
理事長　丹羽　太貫
（公印省略）

1　業務概要
(1)業務名称　放射線影響研究所・広島大学合築建物実施設計・監理業務
(2)業務内容　放射線影響研究所及び広島大学合築建物の新営工事に於ける建物実施設計業務及び施工監理業務
(3)履行期間　（予定）
（設計業務　契約締結日の翌日から2024年1月31日）
（監理業務　2024年5月１日から2025年9月30日）
(4)本業務は、二酸化炭素排出量の削減のための省エネルギーを行う内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する。
(5)本業務においては、参加表明書・技術提案書は、下記３(1)に提出するものとする。
(6)予算額(契約限度額)　233,000,000円　(消費税及び地方消費税含む)

2　参加資格、選定基準及び評価基準
(1)技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしていること。
① 国における令和5年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に競争参加資格の再認定を受けていること。)
② 経営状態が健全であること。
③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
④ 2008年度以降に完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の5階建て以上且つ設計対象延べ面積3,900㎡以上の建物で新営工事の設計業務の実績を有すること。
⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑥ 広島県内に本店、支店又は営業所が所在すること。(緊急事態宣言等が出された場合でも対応可能なこと)
⑦ 一級建築士の資格を有する技術者を当該業務に配置できること。
⑧ 公益財団法人放射線影響研究所 反社会的勢力への対応に関する規程第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと 。
(2)技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
① 企業の技術力、実績
資格、同種又は類似業務の実績、企業の信頼性・社会性
② 担当技術者の能力
資格及び経験、技術研鑽への取り組み、同種又は類似業務の実績
(3)技術提案書を特定するための評価基準
① 企業の技術力、実績
資格、同種又は類似業務の実績、企業の信頼性・社会性
② 担当技術者の能力
資格及び経験、技術研鑽への取り組み、同種又は類似業務の実績
③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施手順、工程の妥当性
④ 課題についての提案
提案の的確性、技術提案の内容、説得力、独創性
⑤ プレゼンテーション、ヒアリング
専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

3　手続等
(1)担当課
〒732-0815　広島県広島市南区比治山公園５－２
公益財団法人 放射線影響研究所　事務局用度課施設係(吉村・安原)
TEL：082-263-2477　FAX：082-261-3133　E-MAIL：supply@rerf.or.jp
※本プロポーザルに関する質疑は、件名に「【プロポーザル質疑】事業者名」と記載した電子メールにて行うこと。受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(2)説明書の交付期間及び場所
① 交付期間　2023年4月3日(月)から2023年4月14日(金) 9時00分から16時00分まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
② 交付方法　本プロポーザル参加に必要な資料は、全て下記ホームページからダウンロードすること。
※当研究所ホームページ(https://www.rerf.or.jp/procure/)→「調達・契約情報」→「実施設計業務委託」
→「実施要領及び参加申請書」
(3)参加表明書の提出期限、場所及び方法
① 提出期限　2023年4月14日(金) 16時00分(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
② 提出方法　上記3(1)へ持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。)すること。
③ 提出場所　上記3(1)に同じ

(4)技術提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限　2023年5月11日(木)16時00分(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

② 提出方法　上記3(1)へ持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。)すること。

③ 提出場所　上記3(1)に同じ

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　納付

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に当研究所を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無　無

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

(7) 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施は、別途通知する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口　上記3(1)に同じ。

(9) 上記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も上記3(3)により参加表明書を提出することができるが、上記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(10)詳細は説明書による。